

備後圏域周遊観光推進事業について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025年（令和7年）7月9日

福山市長 枝 広 直 幹

1 業務概要

(1) 業務名

備後圏域周遊観光推進事業

(2) 業務場所

備後圏域

(3) 業務内容

別紙「備後圏域周遊観光推進事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）1月30日（金）までの間とする。

2 委託費

委託費の上限は、1,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から企画提案書の提出期限の日までの間のいずれかの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。（福山市における納税義務のない者は申立書（様式5）を提出すること。）
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けている第1種旅行業者または第2種旅行業者であること。

4 評価基準・評価項目

別紙「備後圏域周遊観光推進事業委託プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）（別表）のとおり

5 受注候補者の特定

備後圏域周遊観光推進事業事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。

6 参加申込みの手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市経済環境局文化観光振興部観光戦略課

電話：084-928-1043（直通）

FAX：084-928-1736 E-mail:kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2025年（令和7年）7月9日（水）
募集要項等の配布期間	公告の日から2025年（令和7年）7月24日（木）午後5時まで
質問書の受付期間	公告の日から2025年（令和7年）7月18日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限・ 回答方法	2025年（令和7年）7月22日（火） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	公告の日から2025年（令和7年）7月24日（木）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2025年（令和7年）7月25日（金）
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）7月25日（金）から同年8月4日（月） 午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2025年（令和7年）8月5日（火）（予定）
選定結果の通知	2025年（令和7年）8月6日（水）

(3) 募集要項等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

2025年（令和7年）7月9日（水）から同年7月24日（木）まで（ただし、福山市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配布場所

(1)に同じ。

ウ 配布方法

(1)の場所で交付又は福山市ホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) に掲載

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合又は1社のみでの取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめます。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1社のみの場合は、当該1社について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

7 契約の締結

本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 募集要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、募集要項に定めるところによる。